

「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度実施要綱

令和2年11月25日付2産労雇労第1343号
改正 令和3年12月3日付3産労雇労第1550号

(目的)

第1条 「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度は、公労使による「新しい東京」実現会議における構成団体とともに、官民一体でテレワークの普及推進に取り組んでいくものであり、東京ルールの5つの戦略を踏まえ、「我が社のテレワークルール」を設定・宣言していただき、企業・団体等（以下「宣言企業」という。）の取組を広く発信することにより、都内企業等のテレワーク推進を後押しし、働き方改革推進の社会的な気運の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業・団体等とは、東京都内で事業を営む企業・団体等をいう。部署・支店単位での登録や個人事業主の方の登録も含む。

(対象事業者の要件)

第3条 この要綱における宣言企業の対象とする事業者は、企業・団体等であって、次の各号を全て満たしている者とする。

- (1) 都内で事業を営んでいること。
- (2) テレワーク社内規定を整備していること。
- (3) 過去5年間に重大な法令違反等がないこと。
- (4) 労働関係法令について、次のアからオまでを満たしていること。
 - ア 従業員に支払われる賃金が、就労する地域の最低賃金額（地域別、特定（産業別）最低賃金額）を上回っていること。
 - イ 固定残業代等の時間当たり金額が時間外労働の割増賃金に違反していないこと、また固定残業時間を超えて残業を行った場合は、その超過分について通常の時間外労働と同様に、割増賃金が追加で支給されていること。
 - ウ 法定労働時間を超えて労働者を勤務させる場合は、「時間外・休日労働

に関する協定（36 協定）」を締結し、全労働者に対し、協定で定める上限時間を超える時間外労働をさせていないこと。

エ 労働基準法第 39 条第 7 項（年次有給休暇について年 5 日を取得させる義務）に違反していないこと。

オ その他賃金や労働時間等に関する労働関係法令を遵守していること。

(5) 厚生労働大臣の指針に基づき、セクシュアルハラスメント等を防止するための措置を取っていること。

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第 13 項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業を行っていないこと。

(7) 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。）、暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。）及び法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等に該当する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は対象事業者から除外することができる。

（宣言企業の申請）

第 4 条 宣言企業の申請を行おうとする企業・団体等（以下「申請企業等」という。）は、知事が別途定める期日までに、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言ウェブサイト(<https://www.telework-rule.metro.tokyo.lg.jp/>)に、必要事項を入力し、オンラインによる申請（以下「オンライン申請」という。）にて知事へ提出しなければならない。

2 申請企業等は、第 7 条第 2 項により知事が宣言書を公表することに同意しなければならない。

3 申請は企業・団体等につき一回限りとする。

（宣言企業の承認決定）

第 5 条 知事は、前条第 1 項により申請企業等から申請があった場合は、必要に応じて現地調査等を行い、その内容を審査の上、次の各号のとおり承認決定又は不承認決定を行う。

(1) 審査の上、適当と認められるときは、速やかに承認決定を行い、当該申

請企業等に申請承認の決定を通知する。(以下「宣言企業承認事業者」という。)

(2) 審査の上、適当と認められないときは、速やかに不承認決定を行い、当該申請企業等に不承認の決定を通知する。

(宣言書の公表)

第6条 宣言企業承認事業者は、第4条第1項により提出した宣言書を公表することに努めなければならない。

2 知事は、都が作成するホームページにおいて、宣言企業承認事業者の宣言書を公表する。公表期間は、本事業が終了する期間までとする。

(宣言書の変更等)

第7条 宣言企業承認事業者は、第4条第1項により提出した宣言書の内容を変更する場合は、オンライン申請による変更承認申請を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(「テレワーク推進リーダー」の設置)

第8条 宣言企業承認事業者は、従業員等(代表者又は役員を含む。)の中から、テレワーク推進の実務面での中心的な役割を担う者を「テレワーク推進リーダー」(以下「推進リーダー」という。)候補者として選任することができる。

2 知事は、前項の規定により推進リーダー候補者に選任された者が知事の指定する研修を受講した場合、当該候補者を推進リーダーとして登録する。

3 知事は、前項の規定により登録された推進リーダーがいる宣言企業承認事業者の宣言書に、その旨を記載して公表する。

4 宣言企業承認事業者は、推進リーダーの変更等を行う場合は、オンライン申請による変更等承認申請を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(決定の撤回)

第9条 宣言企業承認事業者は、次の各号いずれかに該当する場合は、オンライン申請により、知事に宣言企業承認決定撤回の申請を提出しなければならない。

(1) 都内で事業を営まなくなったとき

(2) 宣言書に記載した目標及び取組内容を実施することが何らかの事情によ

りできなくなったとき

- 2 前項により宣言企業承認事業者から申請書が提出され、内容が適切であると認められるときは、知事は宣言企業の決定撤回を承認することができる。

(調査等)

第10条 知事は、宣言企業承認事業者に対し、対象事業者の要件等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。

(決定の取消し)

第11条 知事は、宣言企業承認事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、宣言企業の承認決定を取り消すことができる。

- (1) 宣言企業の承認決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により承認決定を受けたとき
- (3) 廃業及び倒産等により宣言書に記載した目標及び取組内容の実施が客観的に不可能となったとき。
- (4) 宣言企業承認事業者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 法令又はこの要綱及び知事の指示に違反したとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が適当でないと認める場合は宣言企業の承認決定を取り消すことができる。

(その他)

第12条 宣言企業の承認に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年11月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年12月3日から施行する。